

警察・商工労働委員会記録

- 1 期 日 平成20年8月19日（火）
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 東 保幸
副委員長 中村道徳
委 員 金口 巖、栗原俊二、下原康充、門田峻徳、中本隆志、
大曾根哲夫、宇田 伸、平 浩介

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[警察本部]

警察本部長、総務部長、総務課長、会計課長、警務部長、警務課長、生活安全部長、生活安全企画課長、地域部長、地域課長、刑事部長、刑事総務課長、交通部長、交通企画課長、警備部長、公安課長

[商工労働局]

商工労働局長、立地政策審議官、総務管理部長、商工労働総務課長、労働福祉課長、雇用人材確保課長、職業能力開発課長、産業振興部長、産業技術課長、新産業課長、経営支援課長、金融課長、企業立地課長、観光課長

[労働委員会事務局]

事務局長、事務局次長、総務調整課長

6 報告事項

[警察本部]

- (1) 平成19年度施策に係る点検結果について
- (2) 広島県運転免許センター施設内への広告掲載事業について
- (3) 少年非行等の概要について（平成20年上半期）
- (4) 「平和記念式典」等に伴う警備措置結果について
- (5) 「G8下院議長会議」の開催に伴う警察措置について

[商工労働局・労働委員会事務局]

- (6) 平成19年度施策に係る点検結果について
- (7) 原油・原材料価格の高騰により影響を受ける中小企業者等に対する金融支援について
- (8) 原油・原材料高に係る影響調査の結果について
- (9) (株)アーバンユーポレイション対策班の設置について

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名

[警察本部関係]

(3) 質疑・応答

○質疑（金口委員） 資料番号2、広島県運転免許センター施設内への広告掲載事業についてお伺いいたします。

全国の自治体では、大変厳しい財政状況を考慮して、自主財源の確保に躍起になっておりまして、中でも広告事業に手をつけられるところが多くなっているというのを聞いております。広島県や県内の各市町におきましても、先ほど御説明がございましたように、ホームページ、広報紙、それから各市町で使用される封筒にまでも民間企業の広告を掲載されておきまして、各行政機関における努力の跡がうかがえるところであります。

広島県におきましても、より一層の財源確保について努力すべきだろうと考えますし、今回の事業もその一環であると判断しておりまして、積極的な姿勢を高く評価しているところであります。そこで、事業を行うに当たりまして、何点か質問をさせていただきます。私の理解を深めたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

まず第1点目は、この事業を実施するに当たりましての根拠条例についてお尋ねしたいと思います。広告掲載事業はこれまで各自治体でも実施されており、また先ほども言いましたように、広島県のホームページにも民間事業者のバナー広告が掲載されており、一般的な事業とは思いますが、ただ今回、警察施設に掲載するという、これまでなかったことをされるわけでありまして、それに当たりまして特別な条例があるのか、一般的な質問ではありますが、まずそこをお尋ねしてみたいと思います。

○答弁（総務部長） 条例等はございませんが、根拠といたしましては、地方自治法、広島県会計規則、広島県公有財産管理規則に基づきまして広島県広告取扱要綱、それとあわせまして広島県広告取扱基準というものが県の方で定められており、これに基づきまして今回、この免許センターの広告掲載に踏み切ったところでございます。

○質疑（金口委員） それでは、2点目は、他の都道府県も広告事業を実施しておりますが、この広島県の近県で結構でございますが、どのような状況なのか、また、その中に警察施設を活用した掲載事業をやっている県があるのか、広島県が初めてなのか、その辺を含めてお尋ねいたします。

○答弁（総務部長） 先ほど金口委員からございましたが、ほとんどの都道府県でホームページでのバナー広告や広報紙等への広告を実施しているわけでございます。施設を広報媒体としている事例といたしましては、庁舎のエレベーター内や、施設内の壁面への広告がございまして、近県では愛媛県が行っており、そのほか全国的に見てみますと、北海道、岩手県、佐賀県、鹿児島県等で実施をしております。また、警察施設を利用している事例でございますが、佐賀県で運転免許センターと自動車運転免許試験場の待合ホールの壁面に広告掲出枠を設置して、ポスターの広告掲載

というものを実施しているところでございます。

○質疑（金口委員） 広島県が初めてではなくて佐賀県も先にやっておられるということであると思います。

3点目は、広告掲載後に、代理店とか広告事業主に、いろいろな不祥事があったと仮定した場合の対応は、内規か何かをつくられているのですか。

○答弁（総務部長） これは広告掲載に関する契約書におきまして、広告代理店に法令違反があった場合、または重大な社会的信用失墜行為があったというような場合は契約を解除することができる、また広告主に同様のことがありました場合にも広告掲載を中止し撤去させるということを規定しておりまして、問題が発生した場合には、これらを根拠といたしまして早期に厳正に対応することとしております。

○質疑（金口委員） それでは、先ほどお話をいただいたのですが、広告掲載料の募集単価は、近傍施設の単価で100万円、消費税込みの105万円ということを提示されておりますけれども、これは、街中から離れたところに施設がありまして、比較するのが非常に難しいのではないかと理解しているのですが、100万円という最低価格を決められた根拠がわかればもう少し教えていただきたいのです。

○答弁（総務部長） 県警の方といたしまして、地場の広告代理店等、数社につきまして見積もりをお願いしたわけでございますが、そうしますと近傍類似の例といたしますが、JRの駅なりアストラムラインの駅の広告の掲載を現実にやっている代理店等からの見積もりであったわけでございますが、地場の代理店で105万円から130万円を相場としているという見積もり結果が出てきたわけでございます。そのような相場等からいたしまして、それとまた多くの参加を促して高い入札価格を求めるという意味からも募集価格は見積もりの最低価格を参考にいたしまして、消費税込み105万円以上というところで設定をさせていただいたわけでございます。

○要望（金口委員） これは要望なのですが、警察施設がこういう広告事業をするというのは、これからスタートしますから、当初は当然一般に見て非常に違和感がある部分がまだまだあるのだらうと思います。そうはいいまして、財政的な面もございまして、やはり、あいたところを活用して収入にかえられるものならこれからもどんどん私はやっていくべきだろうと思いますし、もう一つは、今度、東部運転免許センターができます。新聞を読みますと、そちらもその対象にされているような記事を拝見いたしましたし、収入がふえる道があるなら、ぜひその辺も御努力いただきたいと要望して質問を終わります。

○質疑（栗原委員） 私は、振り込め詐欺についてお伺いしたいと思っておりますけれども、警察庁のまとめによりますと、ことし1月から6月の被害件数というのは約1万2,000件、被害総額が約166億9,000万円ということで、前年同期に比べますと1.6倍に達しているという記事が載っておりました。統計を始めた2004年以降、上半期としては過去最悪の状態になるということが報告されておりまして、年間被害額でも、最多だった2004年を大幅に上回るおそれがあるということでございます。こ

の振り込め詐欺は、最近手口が大変巧妙化しているということも伺います。当初は身内を装った交通事故の示談金などの振り込みを迫るものが主流であったものが、最近では税務署とか社会保険事務所の職員を名乗ったもので税金や保険料を還付する手続のように見せかけてATMを操作させるというような形の手口も目立つようでございます。こういう警察庁のまとめは全国的な話であります、広島県については今どういうふうな状況になっているのか、お伺いをしたいと思っております。特に、ここ最近の年別でどのような推移になっているのかをまずお伺いしたいと思います。

○答弁（生活安全部長） 振り込め詐欺の認知状況でございます。これは、手元には平成16年からの統計がございますが、広島県内ではおおむね平成16年から700件台ないしは年によっては500件台の認知件数で推移をしております。また、本年は7月末現在では認知が284件でございます。これは昨年同期に比べて50件のマイナスという状況でございます。また、被害金額につきましては、7月末では約3億8,000万円で、前年に比べて約3,800万円の増加といった状況でございます。

○質疑（栗原委員） 全国的な流れに反して、広島の場合は件数ではマイナスということもございますが、被害金額で言いますとふえている状況のようです。それに対する県としての対応、先日もロコミ作戦というか、知事のボランティアの話もありましたけれども、警察本部として、この振り込め詐欺に対する対策をどうお考えになっておりますか。

○答弁（生活安全部長） 広島県におきましては、増加の一途をたどっておりました振り込め詐欺の検挙・抑止対策を推進するために、平成19年12月27日に県警独自で振り込め詐欺根絶プロジェクトを設置いたしました。生活安全部と刑事部が一体となって検挙・抑止活動を推進していこうといったプロジェクトを設置いたしまして活動を推進しているところでございます。

それで、こういった抑止対策でございますけれども、現在、県警で取り組んでおりますのは、まず第1点目が警察通報システムの構築ということで、これは県下全部の金融機関、1,677店舗でございますけれども、これと管轄警察署との間にホットラインというものを構築いたしまして、疑わしい人がいる、あるいは疑わしい取引があるとすべて通報していただくシステムを現在運用しております。

第2点目でありまして、先ほど委員からもお話がございましたが、社会保険事務所との連絡システムも構築いたしまして、被害相談の情報交換を積極的に現在行っているところでございます。

それから、3つ目でございますけれども、金融機関に対する要請ということでございます。現在、この振り込め詐欺を手口といたしまして、ATMを利用して金を振り込ませるといった事案が増加しておりますけれども、ATM利用時における携帯電話の自粛と県民に対する啓発活動の要請、それから不正口座監視のためのシステムを改善していただくように、金融機関に対して現在要請を行っております。

また、そのほか、県下でATMが3,120カ所ございますけれども、これに対して被害防止のポスターを掲示するとか、あるいは過去発生、または今後発生が予想されますATMコーナーに未然防止ののぼり旗を掲出する等の広報活動も強化しているところでございます。

それから、先ほど委員の方からもお話がございました「振り込め詐欺根絶！ロコミ100日作戦」を、実は昨日、8月18日から11月25日までの100日間、警察職員あるいは各種ボランティアの方の協力を得まして、詐欺の音声情報やチラシを活用して巡回方式によりましてロコミで直接、手口や防止策を伝達して歩くといったものでございます。なりすまし詐欺の被害の約7割を占めております60歳代及び70歳代の女性を重点対象に現在取り組んでいるところでございます。そのほか、女性の安全情報提供ネットワークを構築して、女性の団体、約10万人の会員の方にこういった被害の状況をロコミで伝達していただくように情報提供を行うとか、あるいは振り込め詐欺の実録集を、5月に作成しまして、関係者に配付して未然防止を図っている現状でございます。

いずれにしても、県警の今年度最重点課題の一つとして、振り込め詐欺の検挙・抑止対策を今後とも推進してまいります。

○要望・質疑（栗原委員） 根絶プロジェクトで対策をしていらっしゃるということでございますけれども、例えば今回、広島県の場合は減っているということでこういうプロジェクトの取り組みが効果を発揮しているのであろうと理解するわけですが、警視庁では来月から特別緊急対策期間ということで東京都内の約2万台あるATMの周辺に機動隊員を配置する、携帯電話で話をしながらATMを操作している高齢者に声をかけるという形であるとか、先ほどもありましたけれども、全国銀行協会を通じて携帯電話の使用自粛を求めるとか、具体的な取り組みを特別緊急対策期間に行うそうです。やはりこの問題は非常に庶民生活に大きな影響のある問題でありますので、さらなる取り組みの強化というものをお願いしたいと思っております。

それともう1点、6月に施行されました振り込め詐欺救済法でございますが、違法行為に使われた、凍結された銀行口座の被害者の被害金の返還とかが定められた法律であるということですが、なかなかこの件について周知が行われていないのではないかと私は実感をしております。これは所管が違うのかもしれませんが、警察もこれを被害者の立場に立てばこういったことについてしっかり周知していかないといけないと思うのですが、この辺についてはどういうふうにされるのか、お伺いします。

○答弁（生活安全部長） この法律は、正式に申し上げますと、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律と、長い名称の法律でございます。これが、ことしの6月21日に施行されました。警察といたしましては、振り込め詐欺の被害届あるいはその相談を受理した際にこういった法律が施行になって

被害回復が図られることになりましたことと、それからこういった被害代金分配金の支払い手続、さらには金融機関からこういった手続の実施のためにも警察へ照会があったときには被害届の有無あるいはその受理番号等について回答するよう、適切な対応をするように現場の各捜査員には指示して徹底を図っているところであります。

○要望（栗原委員） 振り込め詐欺の問題は今、いつときに比べますとマスコミなどでの取り上げ方も若干少な目になっているような気が私の実感としてあるわけなのですけれども、現実にはこういう形で全国でやはり急増しているという実態、広島県の場合は被害額のところで非常にふえておりますので、さらなる取り組み、特にこれは警察としての取り組みとしても県民への情報の周知、これについて被害状況であるとか、先ほども言いましたけれども、やはりそういう詐欺に遭った場合の救済の部分もあるということ、もう少し徹底した周知をお願いしたいと思っております。そういったことがやはり被害の未然防止に必ずつながるはずでありますので、取り組みをぜひともお願いしたいと要望して終わりたいと思います。

○質疑（大曾根委員） 施策点検の結果の報告をいただいたのですがすけれども、2ページ、「暮らしの安心の確保」という中で、交通安全対策の報告が出ておまして、非常に交通事故死者数なども年々減ってきているということで、皆さんの御努力に敬意を表したいと思えます。ただ、そこで私は、表の見方を聞き取れなかったのかと思うのですが、交通事故発生件数などの進捗率が60.9%とか203.7%とか150.0%とあるのですが、何の率なのだろうかということが少しわからなかったので、聞きたいと思えます。

○答弁（総務課長） これは平成17年を基準値といたしまして、例えば交通事故死者数でございますと、平成17年が187人になっております。昨年が132人ですから、マイナスが55人になります。

一方、17年の基準値から20年の目標値の160人を引きますと、これが27人であり、実績のマイナス55人はマイナス27人の目標値よりは減少したということです。

○質疑（大曾根委員） それで200%ですか。

○答弁（総務課長） それで200%ということです。これは県の方でこういう数値の出し方をしてくれということで、こういう数値の出し方にしているわけでございます。非常にややこしい数値の出し方です。

○要望・質疑（大曾根委員） ややこしいし紛らわしいのはよくないと思えます。私でさえわからなかったということで、真剣に眺めてみたのですが、何が何だかさっぱりわからない。私も県民の一人として発言しているわけですがすけれども、やはり県民に対して常に県民の視点に立って報告をするということが大切だと思うのです。ただ単に進捗率ということで出されても、かえってない方がすっきりしていいのではないかと思うぐらい誤解を招いたり疑問を生じたりします。県のどこが主体ですか。

○答弁（総務課長） 企画振興局です。

○要望・質疑（大曾根委員） 企画振興局ですか。その辺についても、こういうことではなかなか理解が得られないということを県警本部からも意見を出してほしいと思います。

交通事故死者数がこうやって毎年の努力の結果、平成19年は132人まで落ちてきたのですね。平成20年の目標値はもう何年か前につくった目標値なのかどうかわからないのですが、実績が132人まで、その前年も162人という数字があるわけですから、平成20年の目標値160人というのは一体どういう意味で160人に置いたのか。普通だったら目標値は110人とか、努力目標も含めて少しは下がっていくのが目標値だと思うのですけれども、何か平成20年に特別な事情があったのかどうかも含めて質問したいと思います。

○答弁（交通部長） これは平成17年を基準にしていますので、少し変な言い方をしますが、昨年は大方の予想を裏切るという言い方はちょっと変ですが、

○質疑（大曾根委員） 上回ったのですか。

○答弁（交通部長） 上回ってというか下回ってというか、132人という数字が出ました。ただ、これはやはり平素、県民の皆さんの交通安全意識の向上であるとか、当方の取り締まり等が奏功してこのような数値になったということですが、これを平成19年だけ突出して下がったということにはいかなものかという部分もありますし、最終的に県の計画では平成22年までに145人の死亡者に抑えていきたいという計画でありますので、場合によってはいろいろな数字の修正というのも視野に置いておくべきだろうと個人的には思います。

○要望（大曾根委員） せっかく132人まで交通事故死者数が下回ったわけですから、やはり目標値が逆にそれ以上に高いというのは何か努力目標としてもおかしいです。だから、やはり現実に即した形で修正を加えていくということもぜひ検討していただきたいということを要望して終わります。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時29分

[商工労働局・労働委員会事務局関係]

(4) 質疑・応答

○質疑（宇田委員） 少し聞きたいのですが、原油・原材料高に係る影響調査の結果の中に、影響がないというのたくさんあるのですが、価格転嫁で影響がないのか何もないのか、普通、常識的に考えたら影響がないということ、そういう人がいるということ自体が少し理解できないのですが、それはどうですか、運輸業で影響がなしと書いてあるけれども、こういう業種がどうして影響がないのですか。

○答弁（商工労働総務課長） 基本的に影響は何らかの形であると思うのですが、受け取ったアンケートに答える会社が自分の会社の状況からそれほどの影響はないと思って、ないと答えられたところが一つあると思います。それと、例えばソフトウ

エア業とか、サービス業の中でも自動車整備業とかがそんなに影響がないと回答をされております。

○質疑（宇田委員） 今はどういう状況なのですか、運輸業が2つ、なしと言われてい
ますけれども、ありそうな気がするけれども、ないというのはどうしてないの
でしょうか。

○答弁（商工労働総務課長） あると思うのですが、その影響が自社にとって余り大き
くないと思われた企業がなしと回答されたのではないかと想像しております。

○質疑（宇田委員） よくわからないのですが、ないのでしょうか。

もう一つ質問したいのですけれども、広島県行政には原油・原材料高に係る影響
というはあるのですか、ないのですか。

○答弁（商工労働局長） 全体で見れば、やはり公用車あるいは冷暖房など、直接油を
使う場合は影響がございますし、それからあと物品の調達にしても、やはり価格転
嫁をされるもののがかなりございますので、その意味では全体的にじわっと影響が
出てきていると思います。先ほど委員の方から運輸業で影響がないというのは信じ
られないと言われましたけれども、資料の2ページの2調査結果（1）影響の有無①
の表にありますように、原油高の影響は運輸業すべてにあるのですけれども、②の
表のように、原材料の方は影響がないということから、原材料を運輸業として使っ
ていない企業が多分あるのだろう。原油の方は油代として出ていますから、それは
もう影響がない企業はゼロです。

○質疑（宇田委員） それはわかるのですが、そういう意味ではあると思う。ないと
いったらよほど価格転嫁したのか。

質問で何を聞きたかったのかということ、何かの方法で解決しているということが
わかれば、そこを研究すれば解決できるわけではないですか。それが聞きたかった
ということだけでも、その答えがないので全然わけがわからないのです。

もう一つは、県行政に影響があるのだったら、県は今後はどう対応するのですか。

○答弁（商工労働局長） まだ全庁的な取り組みを正式に局長会議で議論していません
けれども、現在、財政健全化ということでいろいろ一般管理費というか事務費の節
減をやっていますが、正直に申しますと、これがどこまで耐えられるかという問題
が近々多分出てくると思うのです。そのあたりをどういう対応で今後、全庁的に取
り組みをするのか、また財政サイドといろいろ議論してみたいと思います。

○要望（宇田委員） 先ほど言った、影響がないところを研究されて、また給料カット
とかを安易に考えることなく、影響がないところがあるわけですから、そこ
を分析する方が、単に答えだけだというのならそれはいいのですけれども、もしも
いい方法があるのなら、また研究をされることを申し上げて終わります。

○質疑（平委員） 先ほど説明いただきました施策に係る点検結果の6ページですが、
サービス産業の集積促進の事業指標である県内の都市型サービス産業の従業者数の
実績値が上がっています。施策点検シートを見ていますと、基本事業の従業者数の

達成進捗率が447.9%、達成見込みはずっと星3つになっています。大変進捗しているのですが、その一方で、札幌、仙台、福岡に比べて依然停滞していると記載してある。だから何が悪いのかかわからない表現になっているのです。私たちはサービス産業というのは、以前から言われているように広島は少し弱点ですから、もっと力を入れていかないといけない、こう上がっていることはいいと思うのですが、その進捗を評価する場合に、片方を見れば著しい進捗、447.9%ですごいと思いつつながら、依然停滞していると記載してある。これは非常にわかりにくい評価なのです。実際にどういう評価をされているのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（新産業課長） 今の御質問ですが、概略ですとそういう表現になっていますけれども、今ごらんになられた施策点検シートの方をお開きいただきたいのですが、施策点検シートの37ページ、基本事項のところの数値を書いておりますが、多少見にくいのですが、先ほど委員御指摘のとおり、進捗率を数字で申しますと447.9%ということで、確かに達成率は非常に高くなっております。もともと達成目標の数値がよかったかどうかという視点はございますが、その下に書いてありますように、サービス産業の中に労働者派遣業というものも加えた上で目標を設定しておりました。その後、ここに書いてございますように、労働者派遣業については1万人も増加しておりますので、この要因によって、この目標については達成しているという結果になってございます。

具体的に我々が本来問題にすべき情報サービス業については、そこに書いてあるとおり、507人の増加にとどまっているところでございます。さらにその下に残された課題とその要因のところを書いてありますけれども、確かに目標達成ということではふえているわけですが、我々が本来目標とすべき情報サービス業については、先ほど御指摘があったように札幌、仙台、広島、福岡の中では広島の動きは依然停滞しているという結果でございます。確かに御指摘のとおり数値目標等の評価に格差があるのですけれども、こちらをごらんいただければ、ある程度御理解いただけるのではないかと考えております。

○要望（平委員） これはほかの点検にも関係があると思うのですが、数値はわかりやすいからいいのですが、逆にこういう数値は実際をあらわしていないのです。すごいと思ったけれども実際そうでもない。これは企画振興局がまとめておられるので、さっきの警察関係の数値でも委員から意見が出たのですが、このあたりはわかりやすいけれども逆に実態をあらわしていない、やはり数値にまず目が行きますので、工夫をぜひお願いしたい。星が3つなのですが、本当に星3つなのかという気もするのです。やはりサービス産業はもっと力を入れるべきなので、この数値の取り扱いは内部でも御検討いただきたいと思っております。

○質疑（大曾根委員） 「㈱アーバンコーポレイション対策班の設置について」ということで、緊急にこういう対応をされたということでもよかったと思うのですが、先ほどの報告の中に4件ほど相談があったということで、個別の企業名はよろしいので

すが、どういう相談があったかということをお報告いただきたいと思ひます。

○答弁（金融課長） 4件のうち2件が金融関連の相談ということでござひます。具体的にすぐに、例えば資金を借り入れるとかそういう話でなくて、どういう制度があるかという問い合わせでした。

○質疑（大曾根委員） 4件でしたから、あと残り2件は。

○答弁（金融課長） 後の2件は、具体的に債権者が制度の仕組みとかそういったものを問い合わせたのではなくて、銀行の方の例えば今後の貸し付け対応は大丈夫かといった一般的な話があったと聞いております。

○質疑（大曾根委員） もう一つ、報告をされなかったのですが、資料として出されている資料番号6、前回の委員会でも質問しましたが、香港に視察に行って、香港サイドから広島に対する観光をしたいという一つのブームがありまして、インバウンドに対してはやはり備えなくてははいけない。

特に宮島がよろしいということで評価が高いのだとしたら、あつという間に香港エクスプレスが、岡山便だけのことかと思っていたのですが、広島便まで一緒に巻き添えを食って、定期路線が急遽、8月31日に運休になるという。また再開の見込みも将来あるのでしょうかけれども、そういう状況の中で、9月15日から23日にかけて香港で、広島の企業が香港そごうに出店していろいろ販路拡大の調査事業を行うということですが、定期路線の方は廃止されることになったわけですが、これについて何か、今後の見通しについても含めまして御説明いただけたらと思ひます。

○答弁（企業立地課長） 香港で行うということは、今の航空便が運休になる前に決まっておりますが、香港で今回やって、広島へ関心を持っていただいて、航空便の復活につながればと思っております。

○答弁（観光課長） 我々としても、香港便については非常に残念だと思っております。実は5月、6月、7月の利用率は、50%前後ということですがけれども、中身は実はインバウンドの割合が非常に高かったものですから非常に残念だと思っております。香港の旅行会社にとりましても非常に残念であるということでお聞きしてござひまして、我々としては、たちまち定期便はござひませんが、福岡空港イン・関西空港アウトであるとか、そういった方法で引き続き観光客の誘致に取り組んでいただきたいと旅行会社にはお願いをしております。

○要望（大曾根委員） 6月初旬に私どもの会派で香港を視察して香港のジェトロでいろいろ話を伺ったのですが、インバウンド熱だけではなくて、日本食に対する、安全・安心、それから美味もあるのでしょうか、地元でも関心が非常に高まってきているということの説明も受けました。今回は突然の路線停止というか運休ということでござひますけれども、やはり広島県の企業が出品し、そして逆に交流が定期路線の再開につながるよう、そう簡単にはいかないぞという隣の中本委員の声もあるのですが、やはり東南アジアはこれから大切ですから、何とか頑張りたいと申し添えて終わります。

- 質疑（門田委員） 今の同じ資料番号6の、バンコクの方のことですが、広島県、岩手県の同時開催という形になっています。これは、偶然一緒ということなのか、それとも事前の連携があつての話なのでしょうか。
- 答弁（企業立地課長） もともとは少し狭いスペースしかもらえないということだったのが、岩手県の方と合同でやったら大きなスペースがとれるということで、こういう形になったと聞いております。
- 質疑（門田委員） それは広島県にとっては偶然の話ですか。
- 答弁（立地政策審議官） 今回のバンコクというのは東南アジアの販路拡大事業の一環で、もともと広島県の食品メーカーなりが出ていこうというためのものですから、バイヤーというか、向こう側からも広島県に来て、広島県の企業の状況はどうかと見ている段階です。その結果、非常に広島県にはいい商品がたくさんあるということで、当初、先ほど企業立地課長が言いましたように、予定していたスペースよりはもっと広いところでやる方がいいだろうと、そこでそういう他県のものでもあるので、それを一緒にやる。だから、その場合には当然広島県と岩手県の連合を組んで、先ほど大曾根委員から意見が出ておりましたが、日本食品に対する関心も入っているわけですが、そういうものをあわせて売り込みをしたらどうかということがございまして、それで一緒に組んでやろうという形になったものでございます。
- 要望（門田委員） まさに私はそういう組み合わせが非常にイレギュラーな感じもするけれども、しかし海外への販路拡大という以上は、私はやはりいろいろ他県とも連携しながらというのは、むしろ今後とも積極的におやりになる方がいいのではないかという意味でこれは、偶然かどうかは別として、非常にいいと思っているのです。ただ、組み合わせがどうかということもありますが、こういう組み合わせもおもしろいかもしれません。いろいろとあると思いますので、いろいろな意見を出してほしいと思います。
- 答弁（立地政策審議官） まさに委員御指摘のとおりでございまして、今回はそれぞれ別々でスタートしていたものが、広島県のを向こうのバイヤーが見たところ、非常にいいと言う。それはもっと広くやった方がいいだろうという御提案があつて、それを決めた。この場合に、同じように重なってもいけませんので、岩手県の方はどちらかというと1次産業を中心に、広島県の場合は食品等の加工が中心ですから、そういうところを足してトータルでいいところを出し合おうという形で調整をさせていただいております。今後とも頑張つてまいりたいと思います。

(5) 県外調査についての協議

県外調査の日程等について委員会に諮り、10月21日（火）～23日（木）の2泊3日で調査を実施することに決定し、具体的な調査場所等については委員長に一任した。

(6) 閉会 午後0時5分